

証券コード：9687

平成29年6月12日

株 主 各 位

東京都稲城市百村1625番地2  
株 式 会 社 K S K  
代表取締役社長 河 村 具 美

## 第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。  
当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができ  
ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権  
行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）  
午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都多摩市落合一丁目43番地<br>京王プラザホテル多摩 3階白鳳<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第43期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の<br>連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第43期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |

### 決 議 事 項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が  
生じた場合は、書面による郵送又はインターネット上の当社ホームページ（アド  
レス <http://www.ksk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済対策や日本銀行の継続的な金融緩和を背景に、企業業績が好調に推移したことで雇用環境の改善がみられたことなどから、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外では資源国や新興国経済の成長が鈍化し、米国新政権発足による政策変更や英国のEU離脱問題など保護主義的傾向の動きがみられ、世界経済の不確実性が高まるなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス産業界においては、第4次産業革命に向けてIoT技術によるビッグデータの収集や、AIを使ったその分析や活用などといった新たなビジネスチャンスが生まれています。企業のシステム投資が増加することにより対応する技術者への需要は拡大していますが、一方で供給が追い付かず人件費や採用コストが上昇する状況となっております。

このような環境の中、当社グループでは拡大する市場の需要へ対応すべく、新卒及び中途の採用を強化するとともに人材育成にも注力してまいりました。また、将来の持続的な発展を見据え、自社開発の住宅建設業者向けパッケージソフトウェアの全面改良といった投資を行ったことで、募集費、教育費に加え研究開発費が増加しましたが、稼働率の向上や受注単価改善などに努めた結果、経費増加分を吸収し増益となっております。また、投資有価証券の一部を売却したことにより特別利益が発生し、税金等調整前当期純利益が増加しております。

なお、当社グループでは従業員一人一人の健康を最大の経営資産と捉え、これまで健康増進に向け様々な活動を行ってまいりましたが、その取り組みが評価され、本年2月に経済産業省より「ホワイト500」の認定を受けております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は14,540百万円で680百万円の増加(前連結会計年度比4.9%増)、経常利益は1,285百万円で119百万円の増加(同10.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は895百万円で189百万円の増加(同26.9%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

A) システムコア事業

組込ソフトウェア開発や半導体設計の分野では、技術者や外部ビジネスパートナーの確保という課題はあるものの、車載システムにかかわる業務の比率が高まっており、受注単価も比較的高いことなどから、売上高は2,831百万円（前連結会計年度比3.9%増）、セグメント利益は709百万円（同8.8%増）となりました。

B) ITソリューション事業

技術者や外部ビジネスパートナー不足から、大口開発案件での計画遅延や受注機会損失が発生したものの、不採算案件の受注抑制などにより利益率が改善したことなどから、売上高は4,054百万円（前連結会計年度比3.1%増）、セグメント利益は598百万円（同11.1%増）となりました。

C) ネットワークサービス事業

業界未経験者も含めた積極的な技術者採用や外部ビジネスパートナーの有効活用、受注単価交渉による利益率の改善に努めたことなどから、売上高は7,654百万円（前連結会計年度比6.3%増）、セグメント利益は1,426百万円（同9.3%増）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

| セグメント        | 前連結会計年度<br>平成27年度 |          | 当連結会計年度<br>平成28年度 |          |
|--------------|-------------------|----------|-------------------|----------|
|              | 売上高<br>百万円        | 構成比<br>% | 売上高<br>百万円        | 構成比<br>% |
| システムコア事業     | 2,724             | 19.6     | 2,831             | 19.5     |
| ITソリューション事業  | 3,933             | 28.4     | 4,054             | 27.9     |
| ネットワークサービス事業 | 7,201             | 52.0     | 7,654             | 52.6     |
| 合計           | 13,859            | 100.0    | 14,540            | 100.0    |

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- ② 設備投資の状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
特に記述すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

| 区 分                     | 第40期<br>平成25年度 | 第41期<br>平成26年度 | 第42期<br>平成27年度 | 第43期<br>平成28年度<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高                   | 13,045         | 13,373         | 13,859         | 14,540                      |
| 経 常 利 益                 | 849            | 951            | 1,166          | 1,285                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 484            | 524            | 705            | 895                         |
| 1株当たり当期純利益              | 76円14銭         | 82円96銭         | 113円40銭        | 146円00銭                     |
| 総 資 産                   | 11,231         | 12,048         | 12,500         | 13,381                      |
| 純 資 産                   | 8,176          | 8,533          | 8,909          | 9,551                       |
| 1株当たり純資産額               | 1,285円92銭      | 1,347円62銭      | 1,426円08銭      | 1,569円39銭                   |

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除いて、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数で算出しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式の数を除いて算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社には親会社が存在しませんので、該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 名 称              | 資本金       | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容            |
|------------------|-----------|--------------------|--------------------------|
| 株式会社K S K データ    | 百万円<br>50 | %<br>100           | データ入力等情報処理               |
| 株式会社K S Kテクノサポート | 50        | 100                | 通信・コンピュータ関連<br>オペレーション業務 |
| 株式会社K S K九州      | 20        | 90                 | アプリケーションソフトウェア開発         |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

##### ① スピード経営

企業競争力の重要な要因として、迅速な意思決定と実行が挙げられます。

現在当社グループでは、基幹システムを通じて経営情報の的確な収集を実現しておりますが、より柔軟で効率の良いシステムの導入を行い、意思決定のスピードアップを目指します。

##### ② 事業構造の見直し

A Iの実用化やI o Tの進展、自動車向けソフト開発業務の急拡大など、既存の技術分野から新たな技術分野へ需要のシフトが発生するなど、市場は想定した以上に早いテンポでかつダイナミックに変化しております。今後成長が期待できる分野へ経営資源を集中して投入していくため、重点分野を適宜見直し積極的かつ柔軟に業務シフトを行ってまいります。

##### ③ 人材の確保と育成

I T業界の技術変化の速さやお客様ニーズの多様化、技術者の採用環境の悪化等が、当社グループ経営に様々な影響を及ぼしております。このような環境の中で競争力を高め勝ち残っていくためには、タイムリーに技術者やサービスを提供する体制を整える必要があります。積極的な採用により技術者の確保に努めるとともに、常にお客様の視点に立った積極的な支援や提案を行うC S（顧客満足）活動の更なる深化と、それを実践する社員の技術力と人間力を向上させるため、業界トップクラスの教育投資を継続的に行ってまいります。

##### ④ 健康経営

企業の長期的、継続的な成長を実現するためには、その主体である従業員一人一人の健康が不可欠であると考え「健康経営」宣言を行っております。従業員の健康増進を経営の重要な課題として捉え、従業員の健康の維持・増進と企業生産性の向上を目指してまいります。

##### ⑤ 品質の向上

高品質なサービスや付加価値を提供し続けることがC S（顧客満足）を向上させ、圧倒的な競争力の獲得につながるものと考えております。そのため、今後3年間で全社を挙げて更なる品質の向上に取り組んでまいります。

⑥ コーポレートガバナンスの強化

相次ぐ企業不祥事の影響を受け、コーポレートガバナンスの強化が求められていることから、独立役員である社外監査役の他に社外取締役を選任しております。意思決定プロセスの適正性の確保と内部統制システムの適切な運用が行われるよう監視することで、投資家や顧客の信頼とニーズに応じてまいります。

⑦ 今後予想される災害等への対応

近い将来に首都圏直下型地震の発生が予想され、東アジア周辺での有事の際には日本にも被害が及ぶ可能性があるなど、災害等発生時に備えた対策の強化が求められております。

当社グループで策定済の事業継続計画（BCP）は、先般の東日本大震災での経験や反省点を踏まえ、より実効のあるものに見直しを行っておりますが、従業員の安全確保や事業継続に必要な体制や設備等を整備・強化してまいります。

また、近年脅威を増しているサイバー攻撃は、その手法が高度化するなどして被害が拡大しており、企業のシステムやネットワークに対するセキュリティの強化が求められております。

当社グループでは、ウイルスや不正アクセス等の外部からの攻撃に対する検知・防御能力の更なる強化を図る一方、万一事故が発生した場合の適切な対応の整備に取り組んでまいります。

当社グループは、創立40周年を迎えたことを契機に策定した5ケ年の新中期経営計画「共創∞」を遂行中であります。新たな視点から事業を再構築することで、将来にわたる継続的な成長が可能なエクセレントカンパニーの実現を目指してまいります。また、当社グループではKSKブランドを確立するため、ブランドメッセージ（「マジメな未来をかたちにする We are Team KSK」）を制定し浸透を図っております。自らの強みを正しく認識し、その強みを更に磨き発揮することにより社員一人一人の自信と誇りにつなげ、当社グループの持続的な成長を図っていくものであります。

今後とも会社一丸となって業績向上に向け邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社3社で構成されており、以下の3つのセグメントに分類し事業を行っております。

A) システムコア事業

システムL S Iを中核とする半導体設計、車載機器の組込ソフトウェア開発、各種情報処理機器のハードウェア設計、システム支援などを中心に業務を行っております。

B) I Tソリューション事業

コンピュータシステムのコンサルティング並びにアプリケーションソフトウェア開発、パッケージソフトウェアの開発・販売、インフラの構築及びオンサイトでのシステムの運用保守、官公庁や健康保険組合等の各種事務局機能代行のアウトソーシング、データエントリーなどを中心に業務を行っております。

C) ネットワークサービス事業

ネットワークシステムの設計、構築、運用保守及び各種サポートセンターにおける技術支援サービスなどを中心に業務を行っております。

(6) 主要な営業所 (平成29年3月31日現在)

① 当社

本社……………東京都稲城市百村1625番地2

|          |            |               |
|----------|------------|---------------|
| 事業所…………… | 東京技術センター   | (東京都稲城市)      |
|          | 日本橋技術センター  | (東京都千代田区)     |
|          | 新宿技術センター   | (東京都渋谷区)      |
|          | 川崎技術センター   | (神奈川県川崎市中原区)  |
|          | さいたま技術センター | (埼玉県さいたま市大宮区) |
|          | 浜松技術センター   | (静岡県浜松市)      |
|          | 熊本営業所      | (熊本県熊本市中央区)   |

② 子会社

|                  |    |               |
|------------------|----|---------------|
| 株式会社K S Kデータ     | 本社 | (埼玉県さいたま市大宮区) |
| 株式会社K S Kテクノサポート | 本社 | (東京都稲城市)      |
| 株式会社K S K九州      | 本社 | (東京都稲城市)      |



## (7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業の種類別セグメント  | 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|--------|-------------|
| システムコア事業     | 287名   | 6名減         |
| ITソリューション事業  | 398名   | 5名減         |
| ネットワークサービス事業 | 1,006名 | 56名増        |
| 全社（共通）       | 74名    | 3名増         |
| 合計           | 1,765名 | 48名増        |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員は含み、常用パートは除いております。）は除いております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に属している者であります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,210名 | 38名増      | 36.5歳 | 10.6年  |

- (注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員は含み、常用パートは除いております。）は除いております。

## (8) 主要な借入先及び借入額の状況（平成29年3月31日現在）

| 借入先        | 借入金残高 |
|------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行 | 40百万円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記述すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,636,368株
- ③ 株主数 1,473名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

| 株主名                                                                   | 持株数   | 持株比率  |
|-----------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 山崎陽子                                                                  | 803千株 | 13.3% |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND                                | 570千株 | 9.5%  |
| 山崎武幹                                                                  | 462千株 | 7.7%  |
| 山崎武寛                                                                  | 462千株 | 7.7%  |
| K S K 従業員持株会                                                          | 336千株 | 5.6%  |
| 村上洋子                                                                  | 207千株 | 3.4%  |
| 石井公子                                                                  | 157千株 | 2.6%  |
| A G S 株式会社                                                            | 147千株 | 2.4%  |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 121千株 | 2.0%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                                  | 121千株 | 2.0%  |

- (注) 1. 当社は自己株式を1,599,742株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   |                                               |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------------------|
|                        |                   | 2014年第1回新株予約権                                 |
| 発行決議日                  |                   | 平成26年6月27日                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 3,184個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 31,840株<br>(新株予約権1個につき10株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり10円<br>(1株当たり1円)                    |
| 権利行使期間                 |                   | 平成26年7月30日から<br>平成27年7月29日まで                  |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 3,184個<br>目的となる株式数 31,840株<br>保有者数 7人 |

- (注) 1. 取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が法定相続人のうち1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- (1) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
  - (2) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。
  - (3) 相続承継人は、新株予約権の行使期間内で、かつ、所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

|                        |                   | 2014年第2回新株予約権                               |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成26年6月27日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 770個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 77,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり79,000円<br>(1株当たり790円)            |
| 権利行使期間                 |                   | 平成31年7月30日から<br>平成36年6月26日まで                |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                       |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 210個<br>目的となる株式数 21,000株<br>保有者数 7人 |

- (注) 1. 権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
2. その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

|                        |                   | 2015年第1回新株予約権                   |         |
|------------------------|-------------------|---------------------------------|---------|
| 発行決議日                  |                   | 平成27年6月26日                      |         |
| 新株予約権の数                |                   | 1,964個                          |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 19,640株<br>(新株予約権1個につき10株) |         |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない             |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり10円<br>(1株当たり1円)      |         |
| 権利行使期間                 |                   | 平成27年8月4日から<br>平成57年8月3日まで      |         |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                           |         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                         | 1,964個  |
|                        |                   | 目的となる株式数                        | 19,640株 |
|                        |                   | 保有者数                            | 7人      |

- (注) 1. 取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が法定相続人のうち1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- (1) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
  - (2) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。
  - (3) 相続承継人は、新株予約権の行使期間内で、かつ、所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

|                        |                   | 2016年第1回新株予約権                   |         |
|------------------------|-------------------|---------------------------------|---------|
| 発行決議日                  |                   | 平成28年6月29日                      |         |
| 新株予約権の数                |                   | 2,308個                          |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 23,080株<br>(新株予約権1個につき10株) |         |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない             |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり10円<br>(1株当たり1円)      |         |
| 権利行使期間                 |                   | 平成28年8月2日から<br>平成58年8月1日まで      |         |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                           |         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                         | 2,308個  |
|                        |                   | 目的となる株式数                        | 23,080株 |
|                        |                   | 保有者数                            | 8人      |

(注) 1. 取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が法定相続人のうち1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

(1) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

(2) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。

(3) 相続承継人は、新株予約権の行使期間内で、かつ、所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用者等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

| 氏名                  | 地位及び担当                                  | 重要な兼職の状況                            |
|---------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|
| 河村 具美               | 取締役社長<br>(代表取締役)                        |                                     |
| 仲西 相夫               | 専務取締役<br>(代表取締役)<br>(事業本部長)<br>(事業推進部長) |                                     |
| 牧野 信之               | 常務取締役<br>(管理本部長)<br>(システム・設備統括室長)       |                                     |
| 近野 武男               | 取締役<br>(KSKカレッジゼネラルマネージャー)              |                                     |
| 柿森 良一               | 取締役<br>(ネットワークサービス事業部長)                 |                                     |
| 金子 豊                | 取締役<br>(人材開発部長)<br>(KSKカレッジゼネラルマネージャー)  |                                     |
| 古賀 隆俊               | 取締役<br>(システムコア事業部長)                     |                                     |
| 内山 郁夫<br>(戸籍名：石坂郁夫) | 取締役<br>(ITソリューション事業部長)                  |                                     |
| 多和田 英俊              | 取締役                                     | 公認会計士<br>多和田公認会計士事務所<br>佐鳥電機株式会社取締役 |
| 吉武 和樹               | 常勤監査役                                   |                                     |
| 杉本 一志               | 監査役                                     | 弁護士、赤坂中央法律事務所                       |
| 塩畑 一男               | 監査役                                     |                                     |

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の第42期定時株主総会における新任  
 新任取締役 内山郁夫(戸籍名：石坂郁夫)氏
2. 取締役多和田英俊氏は、社外取締役であります。
3. 監査役杉本一志氏及び監査役塩畑一男氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役多和田英俊氏及び監査役杉本一志氏並びに監査役塩畑一男氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支給人員       | 支給額              |
|--------------------|------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(1名) | 156百万円<br>(3百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 12百万円<br>(6百万円)  |
| 合 計                | 12名        | 168百万円           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第23期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成26年6月27日開催の第40期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第25期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

## ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役多和田英俊氏は多和田公認会計士事務所に属し、佐鳥電機株式会社社の社外取締役であります。当社と多和田公認会計士事務所及び兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役杉本一志氏は赤坂中央法律事務所に属しております。当社と赤坂中央法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
- 該当事項はありません。



#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

##### ・取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取 締 役 会 |      | 監 査 役 会 |      |
|-----------|---------|------|---------|------|
|           | 出席回数    | 出席率  | 出席回数    | 出席率  |
| 取締役 多和田英俊 | 12回/12回 | 100% | —       | —    |
| 監査役 杉本一志  | 12回/12回 | 100% | 12回/12回 | 100% |
| 監査役 塩畑一男  | 12回/12回 | 100% | 12回/12回 | 100% |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

##### ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役多和田英俊氏は、企業監査経験と会計上の見地から、議案審議に必要な助言・提言を適宜行っております。

監査役杉本一志氏は、法律上の見地から、議案審議に必要な助言・提言を適宜行っております。

監査役塩畑一男氏は、企業経営経験者の見地から、議案審議に必要な助言・提言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

|                                    | 支 払 額 |
|------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                | 28百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、企業活動における遵法の精神を「K S Kグループ企業行動憲章」として定めている。
- ロ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス体制の基礎として「役員服務規程」と「社員の行動規範」を制定し社内研修等を通じて社内に周知している。
- ハ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。
- ニ. 当社は、代表取締役社長直轄の「内部監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で組織及び制度の監査や業務監査等を実施し、不正及び過誤の防止に努め、監査結果を代表取締役社長や取締役会に報告するとともに、監査対象部門に改善事項を勧告してその改善状況の確認を行っている。
- ホ. 重要事項については、顧問契約をしている弁護士、税理士、公認会計士等外部の専門家と事前相談を行う。
- ヘ. 「通報・相談窓口規程」に基づき、社内通報システムを有効に活用する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び取締役への報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書管理規程」に基づいて行うほか、全社において5 S活動を展開し、文書や情報の整理・整頓を行い、必要な情報が効率よく管理される体制を構築している。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長をリスク管理の最高責任者とし、リスク管理担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理を推進する。また、「リスク管理規程」を制定している。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会規則や組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を必要に応じて見直す。
- ロ. 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定を行う。なお、必要に応じて書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行う方法も含めた、臨時取締役会の開催を併用し、迅速な意思決定を行う。
- ハ. 当社は事業部制を採用し事業計画を策定するとともに、その執行状況については取締役会で報告を行う。

- ⑤当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社から毎月事業内容の報告を受けるほか、重要事項の執行については、子会社と締結している「ガバナンス契約」に基づき、事前同意を得ることとしている。
  - ロ. 当社で制定しているコンプライアンス体制の基礎となる「社員の行動規範」を子会社にも適用している。また、主要な社内規程についてはグループ規程として制定し、グループ内各社共通のルールとしている。
  - ハ. 当社の管理本部が、グループ会社管理規程に基づき子会社の管理を担当する。
  - ニ. 当社の監査役は、子会社の業務の適正性に問題があると思われる場合は、必要に応じて調査を行う。
  - ホ. 当社で整備する社内通報システムの適用範囲にグループ会社を含めて運用する。
- ⑥監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から職務を補助する使用人を置くよう要望があった場合は、独立した部署を置き、必要な人員を配置する。
- ⑦前項の使用人の取締役からの独立性確保に関する事項
- 監査役を補助する使用人を置いた場合は、当人の人事異動、人事評価、懲戒処分等を行う場合には、事前に監査役の意見を聞き、これを尊重するものとする。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、監査役に報告する。
  - ロ. 内部通報や社内処分があった場合、担当する役員又は使用人は監査役に報告する。
  - ハ. 通報者が、通報や相談をしたことを理由に、不利な扱いを受けないよう「通報・相談窓口規程」に不利益取扱い禁止条項を設けている。
- ⑨その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門とも連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - ロ. 監査役が実効のある監査を行えるよう、監査業務に伴い発生する費用については、速やかに処理する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、業務の適正を確保するための体制に基づき、以下のような具体的な取り組みを行っております。

- ①情報の保存管理は、文書管理規程に基づき適正に保管及び管理を行うとともに、5S活動の手法を取り入れ「ファイル表示基準」等を定めて保管することで、必要に応じて効率的に閲覧できるようになっております。
- ②取締役会で決議・報告すべき事項として、取締役と関連当事者との取引及び関連当事者間の取引とすることを取締役会規則で定め、不公正な取引の未然防止に努めております。
- ③監査役と内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、四半期ごとに連絡会議を開催し内部監査の状況についての報告や、内部監査実施時に監査役が立会うことを通じて意見交換を行っております。
- ④非執行部門という共通性を持った社外役員等からなる「社外役員協議会」は、当社経営陣から独立した中立的な見地から取締役候補者について協議を行う等、その活動は取締役会等の監督機能の強化につながっています。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題であると位置付けており、配当決定に当たっては、連結業績を基準に、配当性向30%を目処に配当を行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、経営環境の変化や技術革新に備えるとともにパッケージソフトウェアの開発及び社員の技術研修、社内情報インフラの整備などに有効投資してまいります。

上記方針に基づき、当期については、1株につき44円の期末配当を予定しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

| 科 目       | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|-----------|--------|--------------|--------|
| (資産の部)    | 百万円    | (負債の部)       | 百万円    |
| 流動資産      | 8,650  | 流動負債         | 2,413  |
| 現金及び預金    | 4,363  | 買掛金          | 213    |
| 受取手形及び売掛金 | 3,106  | 短期借入金        | 40     |
| 有価証券      | 500    | 未払法人税等       | 315    |
| 商品        | 3      | 賞与引当金        | 919    |
| 仕掛品       | 121    | 工事損失引当金      | 2      |
| 原材料及び貯蔵品  | 0      | その他          | 922    |
| 繰延税金資産    | 369    | 固定負債         | 1,415  |
| その他       | 186    | 退職給付に係る負債    | 1,146  |
| 貸倒引当金     | △0     | 資産除去債務       | 44     |
| 固定資産      | 4,730  | その他          | 224    |
| 有形固定資産    | 601    | 負債合計         | 3,829  |
| 建物及び構築物   | 1,132  | (純資産の部)      |        |
| 土地        | 140    | 株主資本         | 9,370  |
| その他       | 341    | 資本金          | 1,448  |
| 減価償却累計額   | △1,012 | 資本剰余金        | 1,636  |
| 無形固定資産    | 218    | 利益剰余金        | 7,230  |
| 投資その他の資産  | 3,910  | 自己株式         | △946   |
| 投資有価証券    | 3,366  | その他の包括利益累計額  | 103    |
| 繰延税金資産    | 263    | その他有価証券評価差額金 | 276    |
| その他       | 303    | 退職給付に係る調整累計額 | △173   |
| 貸倒引当金     | △24    | 新株予約権        | 72     |
| 資産合計      | 13,381 | 非支配株主持分      | 5      |
|           |        | 純資産合計        | 9,551  |
|           |        | 負債及び純資産合計    | 13,381 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

| 科 目                          | 金 額       |
|------------------------------|-----------|
|                              | 百万円       |
| 売 上 高                        | 14,540    |
| 売 上 原 価                      | ※1 11,434 |
| 売 上 総 利 益                    | 3,105     |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          | ※2 1,857  |
| 営 業 利 益                      | 1,248     |
| 営 業 外 収 益                    | 40        |
| 受 取 利 息                      | 18        |
| 受 取 配 当 金                    | 15        |
| そ の 他                        | 5         |
| 営 業 外 費 用                    | 2         |
| 支 払 利 息                      | 0         |
| 自 己 株 式 取 得 費 用              | 0         |
| そ の 他                        | 1         |
| 経 常 利 益                      | 1,285     |
| 特 別 利 益                      | 61        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益            | 61        |
| 特 別 損 失                      | 5         |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 1         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損            | 3         |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        | 1,341     |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      | 483       |
| 法 人 税 等 調 整 額                | △37       |
| 当 期 純 利 益                    | 896       |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 1         |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 895       |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成28年4月1日 残高              | 1,448   | 1,636     | 6,552     | △771    | 8,867       |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                    |         |           | △217      |         | △217        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |           | 895       |         | 895         |
| 自己株式の取得                   |         |           |           | △175    | △175        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -       | -         | 677       | △175    | 502         |
| 平成29年3月31日 残高             | 1,448   | 1,636     | 7,230     | △946    | 9,370       |

|                           | その他の包括利益累計額          |                  |                       | 新 株<br>予 約 権 | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計 |
|---------------------------|----------------------|------------------|-----------------------|--------------|--------------|-------|
|                           | その他有価<br>証券評価差<br>額金 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合<br>計 |              |              |       |
| 平成28年4月1日 残高              | 176                  | △186             | △10                   | 48           | 3            | 8,909 |
| 連結会計年度中の変動額               |                      |                  |                       |              |              |       |
| 剰余金の配当                    |                      |                  |                       |              |              | △217  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                      |                  |                       |              |              | 895   |
| 自己株式の取得                   |                      |                  |                       |              |              | △175  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 100                  | 13               | 114                   | 24           | 1            | 139   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 100                  | 13               | 114                   | 24           | 1            | 642   |
| 平成29年3月31日 残高             | 276                  | △173             | 103                   | 72           | 5            | 9,551 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社K S Kデータ  
株式会社K S Kテクノサポート  
株式会社K S K九州

##### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

##### b. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a. 商品 先入先出法

b. 原材料 先入先出法

c. 仕掛品 個別法

d. 貯蔵品 最終仕入原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

工具器具備品 2年～20年

- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法によっております。  
なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ハ. 工事損失引当金 受注制作ソフトウェア開発に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注制作ソフトウェア開発のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる契約について、損失見込額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 売上高及び売上原価の計上基準
- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ. その他の契約  
工事完成基準
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務及び勤務費用の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

3. 連結損益計算書に関する注記

※1 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 2百万円

※2 研究開発費の総額 74百万円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 発行済株式の総数   |
|-------|------------|
| 普通株式  | 7,636,368株 |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 1,425,663株    | 174,079株     | 一株           | 1,599,742株   |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加174,079株のうち174,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加、79株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金の支払額等

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たりの配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------------|-------|--------|-----------|------------|------------|
| 平成28年6月29日<br>第42期定時株主総会 | 普通株式  | 217百万円 | 35円       | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

上記の事項については、次のとおり決議を予定しております。

| 決議予定                     | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たりの配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------------|-------|-------|--------|-----------|------------|------------|
| 平成29年6月29日<br>第43期定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 265百万円 | 44円       | 平成29年3月31日 | 平成29年6月30日 |

##### (4) 当連結会計年度の末日において当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 74,560株

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らし、一時的な余資については安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金については銀行借入により調達し、デリバティブを使った投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがあります。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び株式であり、上場株式及び時価のある債券の市場価格変動リスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが計上月の月末から1ヶ月以内に支払うことを基本としております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は全て6ヶ月以内で金利変動リスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について与信管理規程（グループ共通）に従い定期的に取引先への与信限度額の確認が行われ、経理担当部門が取引先ごとに支払期日及び残高を管理することで、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、経理規程の資金運用細則に従い、格付の高い債券のみを対象にしているため、信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金の金利変動リスクを低減するため、借入額は最小限に圧縮し期間も短期としております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価の把握をし、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性のリスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の確認をすることなどにより流動性を管理しております。

連結子会社においても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には取引金融機関から提供された価格に基づき、合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権の内、約28%が特定の企業集団に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                  | 連結貸借対照表計上額(*) | 時 価(*) | 差 額 |
|------------------|---------------|--------|-----|
|                  | 百万円           | 百万円    | 百万円 |
| (1) 現金及び預金       | 4,363         | 4,363  | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 3,106         | 3,106  | —   |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 3,845         | 3,826  | △19 |
| (4) 買掛金          | (213)         | (213)  | —   |
| (5) 短期借入金        | (40)          | (40)   | —   |
| (6) 未払法人税等       | (315)         | (315)  | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式及び債券は取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格に基づいて算出しております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金、及び(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額20百万円)は、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について3百万円の減損処理を行っております。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金            | 4,363         | —                    | —                     | —             |
| 受取手形及び売掛金         | 3,106         | —                    | —                     | —             |
| 有価証券及び投資有価証券      |               |                      |                       |               |
| 満期保有目的の債券         |               |                      |                       |               |
| (1)社債             | 200           | 800                  | 1,100                 | 100           |
| (2)その他            | 300           | 400                  | 100                   | —             |
| その他有価証券のうち満期があるもの |               |                      |                       |               |
| (1)債券(社債)         | —             | 200                  | —                     | —             |
| (2)その他            | —             | —                    | —                     | —             |
| 合計                | 7,969         | 1,400                | 1,200                 | 100           |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,569円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 146円00銭   |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

| 科 目       | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|-----------|--------|--------------|--------|
| (資産の部)    | 百万円    | (負債の部)       | 百万円    |
| 流動資産      | 5,964  | 流動負債         | 1,932  |
| 現金及び預金    | 2,308  | 買掛金          | 209    |
| 受取手形      | 13     | 短期借入金        | 40     |
| 売掛金       | 2,616  | 未払金          | 138    |
| 有価証券      | 500    | 未払費用         | 293    |
| 商品        | 3      | 未払法人税等       | 219    |
| 仕掛        | 89     | 未払消費税等       | 121    |
| 原材料及び貯蔵品  | 0      | 前受金          | 88     |
| 前払費用      | 89     | 預り金          | 93     |
| 繰延税金資産    | 284    | 賞与引当金        | 728    |
| 未収入金      | 49     | 固定負債         | 1,162  |
| その他       | 9      | 退職給付引当金      | 893    |
| 貸倒引当金     | △1     | 資産除去債務       | 44     |
| 固定資産      | 4,700  | その他          | 224    |
| 有形固定資産    | 537    | 負債合計         | 3,094  |
| 建物        | 1,018  | (純資産の部)      |        |
| 構築物       | 82     | 株主資本         | 7,220  |
| 車両運搬具     | 14     | 資本金          | 1,448  |
| 工具器具備品    | 292    | 資本剰余金        | 1,543  |
| 土地        | 91     | 資本準備金        | 1,269  |
| 減価償却累計額   | △962   | その他資本剰余金     | 274    |
| 無形固定資産    | 213    | 利益剰余金        | 5,174  |
| ソフトウェア    | 102    | その他利益剰余金     | 5,174  |
| ソフトウェア仮勘定 | 102    | 固定資産圧縮積立金    | 3      |
| 電話加入権     | 8      | 別途積立金        | 450    |
| 投資その他の資産  | 3,950  | 繰越利益剰余金      | 4,721  |
| 有価証券      | 3,366  | 自己株式         | △946   |
| 関係会社株式    | 118    | 評価・換算差額等     | 276    |
| 出資金       | 0      | その他有価証券評価差額金 | 276    |
| 破産更生債権等   | 25     | 新株予約権        | 72     |
| 長期前払費用    | 2      | 純資産合計        | 7,570  |
| 繰延税金資産    | 186    | 負債及び純資産合計    | 10,665 |
| 敷金及び保証金   | 218    |              |        |
| その他       | 56     |              |        |
| 貸倒引当金     | △24    |              |        |
| 資産合計      | 10,665 |              |        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

| 科 目                     | 金 額      |
|-------------------------|----------|
|                         | 百万円      |
| 売 上 高                   | 11,216   |
| 売 上 原 価                 | 8,796    |
| 売 上 総 利 益               | 2,419    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | ※1 1,668 |
| 営 業 利 益                 | 750      |
| 営 業 外 収 益               | 152      |
| 受 取 利 息                 | 0        |
| 有 価 証 券 利 息             | 18       |
| 受 取 配 当 金               | 15       |
| 業 務 受 託 料 収 入           | 106      |
| 経 営 指 導 料 収 入           | 5        |
| そ の 他                   | 5        |
| 営 業 外 費 用               | 21       |
| 支 払 利 息                 | 0        |
| 業 務 受 託 料 費 用           | 19       |
| 保 険 解 約 損               | 0        |
| そ の 他                   | 0        |
| 経 常 利 益                 | 880      |
| 特 別 利 益                 | 61       |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 61       |
| 特 別 損 失                 | 4        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 3        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 937      |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 337      |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △31      |
| 当 期 純 利 益               | 632      |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |          |         |           |      |       |         |         |       |        |
|-------------------------|---------|-------|----------|---------|-----------|------|-------|---------|---------|-------|--------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金     |      |       |         |         | 自己株式  | 株主資本合計 |
|                         |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金  |      |       |         | 利益剰余金合計 |       |        |
|                         |         |       |          |         | 固定資産圧縮積立金 | 別積立金 | 途剰金   | 繰越利益剰余金 |         |       |        |
| 平成28年4月1日 残高            | 1,448   | 1,269 | 274      | 1,543   | 4         | 450  | 4,305 | 4,759   | △771    | 6,980 |        |
| 事業年度中の変動額               |         |       |          |         |           |      |       |         |         |       |        |
| 剰余金の配当                  |         |       |          |         |           |      | △217  | △217    |         | △217  |        |
| 当期純利益                   |         |       |          |         |           |      | 632   | 632     |         | 632   |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |       |          |         | △0        |      | 0     | －       |         | －     |        |
| 自己株式の取得                 |         |       |          |         |           |      |       |         | △175    | △175  |        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |       |          |         |           |      |       |         |         |       |        |
| 事業年度中の変動額合計             | －       | －     | －        | －       | △0        | －    | 415   | 415     | △175    | 239   |        |
| 平成29年3月31日 残高           | 1,448   | 1,269 | 274      | 1,543   | 3         | 450  | 4,721 | 5,174   | △946    | 7,220 |        |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|------------|-------|-------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |       |       |
| 平成28年4月1日 残高            |              |            | 48    | 7,205 |
| 事業年度中の変動額               |              |            |       |       |
| 剰余金の配当                  |              |            |       | △217  |
| 当期純利益                   |              |            |       | 632   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |              |            |       | －     |
| 自己株式の取得                 |              |            |       | △175  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 100          | 100        | 24    | 125   |
| 事業年度中の変動額合計             | 100          | 100        | 24    | 364   |
| 平成29年3月31日 残高           | 276          | 276        | 72    | 7,570 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- |              |                                                           |
|--------------|-----------------------------------------------------------|
| イ. 子会社株式     | 移動平均法による原価法                                               |
| ロ. 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）                                                |
| ハ. その他有価証券   |                                                           |
| ・時価のあるもの     | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの     | 移動平均法による原価法                                               |

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- |        |         |
|--------|---------|
| イ. 商品  | 先入先出法   |
| ロ. 原材料 | 先入先出法   |
| ハ. 仕掛品 | 個別法     |
| ニ. 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- |         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 8年～50年 |
| 工具器具備品  | 2年～15年 |

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

- ④ 長期前払費用 均等償却によっております。  
 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
 なお、退職給付債務及び勤務費用の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 工事損失引当金 受注制作ソフトウェア開発に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注制作ソフトウェア開発のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる契約について、損失見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
 売上高及び売上原価の計上基準  
 イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約  
     工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）  
 ロ. その他の契約  
     工事完成基準
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (6) 追加情報  
 （繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）  
 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響額は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

|          |       |
|----------|-------|
| ① 短期金銭債権 | 40百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 41百万円 |

## 4. 損益計算書に関する注記

|              |        |
|--------------|--------|
| ※1 研究開発費の総額  | 74百万円  |
| 2 関係会社との取引高  |        |
| ① 売上高        | 7百万円   |
| ② 仕入高        | 316百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 112百万円 |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,425,663株  | 174,079株   | 一株         | 1,599,742株 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加174,079株のうち174,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加、79株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりであります。

### 繰延税金資産

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ・未払事業税          | 20百万円   |
| ・投資有価証券評価損否認    | 33百万円   |
| ・貸倒引当金損金算入限度超過額 | 7百万円    |
| ・未払社会保険料否認      | 33百万円   |
| ・賞与引当金否認        | 224百万円  |
| ・退職給付引当金否認      | 273百万円  |
| ・長期未払金否認        | 68百万円   |
| ・その他            | 57百万円   |
| 小計              | 719百万円  |
| ・評価性引当額         | △143百万円 |
| 繰延税金資産合計        | 575百万円  |

### 繰延税金負債

|               |         |
|---------------|---------|
| ・圧縮積立金        | △1百万円   |
| ・資産除去債務       | △3百万円   |
| ・その他有価証券評価差額金 | △96百万円  |
| ・その他          | △2百万円   |
| 繰延税金負債合計      | △104百万円 |
| 繰延税金資産の純額     | 470百万円  |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社との取引

| 種類  | 会社等の名称又は氏名     | 所在地    | 資本金   | 事業の内容        | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容                  | 取引金額   | 科目  | 期末残高  |
|-----|----------------|--------|-------|--------------|----------------|-----------|------------------------|--------|-----|-------|
| 子会社 | 株式会社KSKテクノサポート | 東京都稲城市 | 50百万円 | ネットワークサービス事業 | 直接100%         | 役務の受入     | 通信、コンピュータ関連システムの構築等の外注 | 202百万円 | 買掛金 | 21百万円 |
|     |                |        |       |              |                |           | 事務支援の業務受託              | 80百万円  | —   | —     |
|     |                |        |       |              |                |           | 従業員教育の受託               | 22百万円  | —   | —     |

(注) 外注取引については、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,242円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 103円13銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

株式会社K S K  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁 夫 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社K S Kの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社K S K及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

株式会社K S K  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁 夫 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社K S Kの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社K S K 監査役会

常勤監査役 吉 武 和 樹 ㊟

社外監査役 杉 本 一 志 ㊟

社外監査役 塩 畑 一 男 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式           1株につき金44円  
配当総額                   265,611,544円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1)「労働者派遣業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区分が廃止されたので、第2条（目的）の一部を変更するものであります。
- (2)上記のほか、文言の修正等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則<br/>（目的）<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1項～9項（条文省略）</p> <p>10. <u>特定労働者派遣業</u><br/>11. <u>一般労働者派遣業</u></p> <p>12項～23項（条文省略）</p> <p>（公告方法）<br/>第5条 当社の公告方法は、電子広告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子広告をすることが出来ないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> | <p>第1章 総則<br/>（目的）<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1項～9項（現行どおり）</p> <p>10. <u>労働者派遣事業</u><br/>（削除）</p> <p>（以下項数繰り上げ）</p> <p>11項～22項（現行どおり）</p> <p>（公告方法）<br/>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることが出来ないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| か が み ひろ ひさ<br>加 々 美 博 久<br>(昭和29年7月13日生) | 昭和58年4月 裁判官任官<br>平成7年3月 退官<br>平成7年4月 東京弁護士会に弁護士登録<br>才口・北澤法律事務所入所<br>平成13年10月 西内・加々美法律事務所開設<br>平成20年6月 日東工器株式会社 監査役就任(現任)<br>平成24年10月 ウエルシアホールディングス株式会社 監査役就任(現任)<br>平成25年4月 当社仮監査役に就任<br>平成25年6月 株式会社ビー・エム・エル 監査役就任(現任)<br>平成25年9月 加々美法律事務所所長(現任)<br>平成26年6月 当社補欠監査役に選任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>日東工器株式会社監査役<br>ウエルシアホールディングス株式会社監査役<br>株式会社ビー・エム・エル監査役 | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加々美博久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 加々美博久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由と当社での仮監査役としての経験を活かし、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、加々美博久氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、補欠監査役の選任決議の有効期間を、決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までと定款で定めております。

以 上

## 第43期定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都多摩市落合一丁目43番地  
京王プラザホテル多摩 3階白鳳  
TEL 042 (374) 0111

京王相模原線  
小田急多摩線  
多摩モノレール  
多摩センター駅より徒歩2分

